

公告	安城市入札公告第108133号 条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。 令和 8年 9月29日 安城市長 三星 元人
工事番号	2026108133
工事名	東大道住宅加圧給水ポンプほか保全更新管工事
路線等の名称	市営東大道住宅
工事場所	安城市里町地内
工期	契約締結日の翌日から令和 9年 3月12日(金)まで
予定価格	事後公表
入札条件	(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2)安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者であること。 (3)申請(申込)書提出期限の日から開札の日までの期間に、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。 (4)安城市の管工事の総合数値(開札日に有効な建設業法に規定する総合評定値に主観点を加えたもの)が400点以上であること。 (5)過去10年間(当該年度含まず)に、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)発注の管工事で、元請として完了した実績を有する者。 (6)この工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。 (7)入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (8)入札条件を満たさない入札は無効とする。 (9)経営事項審査基準日が、開札日において契約締結（予定）日より1年7か月以内であること。 (10)本工事の配置予定技術者調書を提出すること。 (11)本工事の工事費内訳表を提出すること。 (12)この公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

申請(申込)方法	・あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下、「電子調達システム」という。）により必要な事項を入力すること。 ・申請（申込）に際しては、配置予定技術者調書及び電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書（以下「電子契約申請書」という。）を添付のうえ送信すること。 ・電子契約申請書は、電子契約を希望しない場合は、添付不要とする。 ・添付ファイルは、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択し、ダウンロードすること。
申請(申込)書提出期間	令和 8年 9月29日(火) 9時 から 令和 8年10月 9日(金) 17時 まで
入札参加資格の確認	開札後に審査する。
設計図書の入手先	設計図書は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択しダウンロードすること。
質問の方法	本工事内容の質疑は、質疑書を契約検査課へ電子メールで送信することにより行うこととする。 電子メールは、安城市ホームページ 入札の広場の「質疑回答の方法」に従い送信すること。 質疑の期限は、令和 8年10月 5日(月) 15時 までとする。 質疑の回答は、後日すみやかにホームページに公表する。
入札方法	電子調達システムにより必要な事項（入札金額は消費税相当額抜きの金額）を入力し、工事費内訳表を添付のうえ送信すること。添付ファイルは、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択し、ダウンロードすること。
入札書提出期間	令和 8年10月13日(火) 8時 から 令和 8年10月15日(木) 11時 まで
開札日時等	(1) 開札日時 令和 8年10月16日(金) 9時10分 (2) 開札場所 安城市役所本庁舎 2 階入札室
入札保証金	免除
最低制限価格	入札者が2者以上の場合、最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は落札外とする。最低制限価格は、入札金額の低いものから5番目までの平均額の95%の額とする。ただし、算出した額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、本入札において、無効とされた入札書又は予定価格を超えた入札書は平均額の算出対象から除外する。
その他	(1) 契約約款を示す場所は、安城市役所総務部契約検査課契約係とする。 (2) 契約書の作成を要する。 (3) 本入札は、この公告に定めるもののほか、安城市電子入札実施要領、安城市競争入札心得書、条件付き一般競争入札実施要綱及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約による。 (4) 本入札は予定価格を事後公表とするため、安城市予定価格の事後公表に関する試行要領に基づき執行する。 (5) 開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合には再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。 (6) 本入札は予定価格事後公表のため、本入札及び再度入札に立ち会うことはできない。 (7) 再度入札を実施する場合は、開札日の午前11時までに再度入札通知書を電子調達システムで送付するので、入札参加者は開札日の午後2時までに電子調達システムにより入札書を提出すること。2回目の再度入札については原則開札日に行う。 (8) 再度入札を実施する場合は、前回の開札の結果、予定価格を超えた入札のうちで最低価格であったものの額を入札者に通知する。 (9) 前回の入札で無効となった入札をした者、前回の入札で最低制限価格を下回った入札をした者、(8)で通知された額以上の入札をした者又は前回の入札を辞退した者（前回入札をしなかった者を含む。）は、再度入札に参加することはできない。 (10) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 (11) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (12) 本入札において、予定価格の10%未満の額の入札書は、桁間違いによる錯誤とみなし無効とする。 (13) 工事費内訳表の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、本件の落札者となることが

できない。

(14) 入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨て）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(15) 本工事は電子契約の対象案件である。契約締結は関係法令に定めるもののほか「安城市電子契約実施要領」によるものとする。

(16) 本工事は電子契約で行う場合は、申請書提出期限までに、電子契約申請書を提出すること。必要な事項が入力された電子契約申請書の提出がなかった場合は、紙による契約書で契約するものとする。

(17) 本工事は質疑があった場合は、「質疑回答公表」に公表しているので、必ず確認すること。また、この質疑の回答は設計図書の追補とする。

(18) 本工事は、施設保全課設備係発注の工事である。

(19) 電子調達システムの操作方法に関する問い合わせは、下記ヘルプデスクを利用すること。
ヘルプデスク電話 0120-059-399（平日9時～17時）